

令和5年度インセンティブ制度結果発表

福井支部

総合**26位**

(前年度33位)
インセンティブの付与なし

《インセンティブ制度とは》

事業主や加入者のみなさまの取り組み結果を全47支部で順位化し、上位15支部の健康保険料率が引き下げられる制度です。令和5年度の取組は令和7年度に反映されます。



① 特定健診等の実施率

2位

(前年度21位)

② 特定保健指導の実施率

13位

(前年度19位)

③ 特定保健指導対象者の減少率

41位

(前年度24位)

④ 要治療者の医療機関受診率

29位

(前年度37位)

⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

39位

(前年度45位)



インセンティブ獲得に向けて

事業主・加入者のみなさまへ
お願い

- 年に1回健診を受診しましょう。
- 特定保健指導のご案内が届いたときは、ぜひご利用ください。
- 「要治療」判定の方は、早めに医療機関を受診してください。
- お薬はジェネリック医薬品を選びましょう。

健診を受けて終わりではなく、そのあとの行動も大切です！一人ひとりの取り組みが将来の保険料率の引き下げにつながります。福井支部もみなさまの健康づくりに伴走してまいりますので、引き続き一緒に取り組んでいきましょう！

郵送での提出にご協力をお願いします

例年、退職や就職等が多い時期の3月から4月にかけて、支部窓口が大変混雑いたします。

協会けんぽの申請書はすべて郵送でご提出いただけます。また、申請書の記入に関するご質問等はお電話でもご案内を行っております。郵送での提出に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記入方法の動画も
ご活用ください！
(傷病手当金、
高額療養費、任意継続)



旧住所(福井放送会館)宛に送っていませんか？

旧住所宛の郵便物は通常より到着が遅れますので、支部で確認するまでにお時間がかかります。郵送先に間違いがないか再度ご確認のうえ、お送りいただきますようお願いいたします。

【郵送先】

〒910-8541 福井市大手3-7-1 福井県織協ビル9階
協会けんぽ (全国健康保険協会) 福井支部

※個別郵便番号(〒910-8541)と宛名だけでも届きます。



退職後の健康保険手続きはお早めに!

退職後は、次に参加する健康保険の保険料等を比較・検討いただき、ご自身でお手続きを行う必要があります。詳細は各手続き先へご確認ください。

加入先	協会けんぽ任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険の担当課	ご家族の勤務先
保険料	在職時の健康保険料の 約2倍(上限あり) 退職時の標準報酬月額 × お住まいの都道府県の協会けんぽ支部の保険料率	加入する世帯の人数や 前年の所得などで決定 ※離職理由などにより保険料が 減免されることがあります。	被扶養者の 保険料負担なし
加入条件	●退職日までの 被保険者期間が継続 して2か月以上 あること ●退職日の翌日から 20日以内に資格 取得申出書を提出すること(必着)	国民健康保険の担当課に ご確認ください。	ご家族の勤務先に ご確認ください。

任意継続保険申請時の注意点

- マイナ保険証をお持ちでない方は、任意継続保険加入の申請とは別に、「**資格確認書交付申請書**」のご提出も必要となります。
- 申請書内の「健康保険 資格喪失証明欄」を事業主様にご記入いただくか、退職日を確認できる書類を添付いただくと、加入手続きがスムーズに進みます。
例) 退職証明書のコピー、健康保険被保険者資格喪失届のコピー、雇用保険被保険者離職票のコピー等
- 引き続き被扶養者となる方は、「マイナンバーを利用した情報照会」で収入状況の確認を行います。ただし、協会けんぽがマイナンバーを未収録の場合や収入情報を確認できなかった場合は、追加書類の添付をお願いする場合があります。
例) 所得証明書、(非)課税証明書、給与証明書、直近の年金額改定(振込)通知の写し等

任意継続の
申請書は
こちら



～令和6年能登半島地震による災害の被災者の皆様へ～

【重要】医療機関における一部負担金の免除について

変更点

- ①医療機関窓口における一部負担金等の免除が**令和7年6月30日まで延長**となりました。
- ②令和7年1月1日以降においては、原則として、**免除証明書**が必要です。
免除証明書の発行を希望される場合は、「一部負担金等免除証明書申請書」と「必要な証明書類」を添付し、ご加入されている都道府県支部までご提出ください。

【お問い合わせ先】

0422-68-0837
(能登半島地震専用ダイヤル)
8:30~17:15 (土日祝日を除く)

免除証明書申請書や
必要な添付書類など
詳細については
こちらをご覧ください。

